

頁	箇所	誤	9	下段 右から七行目	第二百二条の一
12	右から二八行 目	協議不要	17	右から三四行 目	100万円超 3000万円未 満
18	右から一行目	契約締結のとき (独立行政法人日本スポーツ振興センター法による災害共済給付に係る経費にあっては支出決定のとき)	18	左から一一行 目	注6 自動車の車検に要する経費(公課費、自動車損害保険料、車検手数料及び修理代)については、支出負担行為として整理する時期を「請求のあったとき」とし、支出負担行為額の範囲を「請求のあった額」とすること。
	左から一一行 目	(未確定資金前渡請求書)		左から一一行 目	(未確定資金前途請求書)
	左から一一行 目	注6 自動車の車検に要する経費(公課費、自動車損害保険料、車検手数料及び修理代)については、支出負担行為として整理する時期を「請求のあったとき」とし、支出負担行為額の範囲を「請求のあった額」とすること。		左から一一行 目	(未確定資金前渡請求書)